

英語語法文法学会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は「英語語法文法学会」(The Society of English Grammar and Usage)と称する。
- 第2条 本会は英語の実証的研究ならびに関連分野の研究に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は次の事業を行う。
1. 大会その他の研究集会の開催
 2. その他必要な事業
- 第4条 本会は諸事業を推進するため運営委員および事務局を置く。
- 第5条 本会の支部を運営委員会の承認を経て各地区等に置くことができる。

第2章 会 員

- 第6条 本会の会員は通常会員と終身会員の2種類とする。
- 第7条 通常会員は、本会の趣旨に賛成し、所定の手続きを経て、本会に登録された個人、および団体とする。終身会員については別途定める。
- 第8条 会員は諸種の会合および事業の通知を受け、事業に参加することができる。また、所定の手続きを経て、研究集会でその研究を発表することができる。

第3章 役 員

- 第9条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|--------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 運営委員 | 若干名 |
| 会計 | 1名 |
| 会計監査委員 | 1名 |
- 第10条 会長および事務局長は、運営委員の推薦によるものとする。任期は2年とし、2期を限度とする。
- 第11条 運営委員は会員の互選によるものとする。任期は2年とし、原則として2期を限度とする。
- 第12条 運営委員は、委員会もしくは連絡会を構成し、その任務・権限等は次の通りとする。
1. 研究集会にかかわる事項の決定
 2. 予算及び収支決算の承認
 3. 本会支部設立の承認
 4. 会計、庶務、渉外の事務
 5. その他運営委員が必要と認めるもの
- 第13条 本会の規約の変更は、運営委員会の発議により、会員総会で承認を得る。
- 第14条 会計監査委員は会員の互選による。任期は2年とし、1期に限る。また会計の状況を委員会に報告する。

第4章 会 議

- 第15条 定例会員総会は、年に1回会長がこれを招集する。また、必要な場合臨時会員総会を招集することができる。
- 第16条 定例運営委員会は、話し合いにより必要に応じて年に1回以上召集される。

第5章 会 計

- 第17条 本会の会費は、会費、寄付金等を以ってこれに当てる。
- 第18条 運営委員会は、予算案および収支決算書を作成する。予算案及び収支決算書は会計監査委員の監査を経て、会員総会で承認を得る。
- 第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 事 務 局

- 第20条 事務局を事務局長もしくは運営委員の所属する大学に置く。
- 第21条 事務局は会費の徴収、会場の手配、会員に対しての連絡などを行行う。

終身会員規定

終身会員は次の要件を満たしたものをいう。

1. 満 65 歳になる年度の前の年度までに、連続 10 年間で会費を納めている。
2. 満 65 歳になる年度において終身会費 3 万円を納めている。

上記の要件を満たしたものは、終身会員申請書を提出し、受理されたのち、本学会の終身会員となる。終身会員は、以後会費を払わずとも、本学会より、通常会員と同じ便宜を得る。

終身会員規定附則

1. 満 66 歳以上の会員については、「終身会員規定」の 1 を満たし、かつ満 65 歳の年度から毎年会費を払っている限り、その年度数に 5 千円を乗じた金額を 3 万円から減じた額を払った場合、終身会員の要件を満たす。
2. 満 70 歳またはそれ以上の会員については、満 64 歳になる年度を含むそれ以前の 10 年間に会費を払っており、満 65 歳の年度から連続して 6 年間で会費を払っている場合、終身会員の要件を満たす。
3. 満 65 歳以上の会員で、満 64 歳になる年度を含むそれ以前の 10 年間に連続して会費を払っていなかった会員は、その欠けた年度数に 5 千円を乗じた金額を払い、かつ現在の満年齢に至る間に会費を払っていない年度数に 5 千円を乗じた金額を払った場合、「終身会員規定附則」1 または 2 に準じた扱いを受ける。

1993 年 11 月 26 日制定

1993 年 11 月 26 日施行

2010 年 10 月 16 日改訂

2010 年 10 月 16 日施行

2017 年 10 月 21 日改訂

2017 年 10 月 21 日施行

2020 年 10 月 23 日改訂

2020 年 10 月 23 日施行